

質問票への回答

更新日：令和3年4月14日

No	質問	回答
1	独立行政法人医療機構の借入基準単価表にある「地域子育て相談室」を設けることはできるか。	設けることは可能です。 なお、設置する場合は、三者協議会等において保護者に対し説明を行ってください。
2	駐車場は特に敷地内での方向変換を必要とせず、公道から後退して駐車する考えで構わないか。	必ずしも敷地内で転回できる必要はありませんが、児童や保護者、歩行者等に危険が及ばないように、また、交通渋滞が発生することのないように配慮してください。
3	最初からこども園としてオープンすることはできるか。	円滑な民間移管のため、民間移管後の施設の形態は、児童福祉法に定める保育所としております。
4	保育所で開設後にこども園にできるか。	公立保育所の保育を引き継ぐため、当面の間は認可保育所として運営してください。
5	地代はいつから支払い開始か。	新設保育園の建設工事が始まる前に移転先用地の定期借地契約を締結します。当該契約の締結後、貸付料の支払いが発生します。